

# 調理師の皆様へ

## 「調理師業務従事者届」を提出しましょう！！

現在、就業している調理師は、「調理師法第5条の2」により平成30年12月31日現在の就業場所を就業地の都道府県知事に届け出なければならないと定められています。

### 1.届出の必要な調理師

千葉県内に所在する次のところで、調理の業務に従事している調理師です。  
(パート・アルバイトの方も含みます。)

- |         |          |           |             |           |             |
|---------|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 1. 寄宿舍  | 2. 学校    | 3. 病院     | 4. 事業所      | 5. 社会福祉施設 | 6. 介護老人保健施設 |
| 7. 矯正施設 | 8. 飲食店営業 | 9. 魚介類販売業 | 10. そうざい製造業 | 11. その他   |             |

### 2.届出の方法

「調理師業務従事者届」に平成30年12月31日現在の状況を、もれなく記入して平成31年1月15日(火)必着にて、当会へ郵送(FAX可)または支部へお届け下さい。

- ◆ この届出受理業務にて業務上知り得た個人情報は本目的以外には、使用しません。

### 3.届出先

「知事指定届出受理機関」 一般社団法人千葉県調理師会

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-3-1

塚本大千葉ビル 7階

TEL 043 (225) 7736

FAX 043 (225) 5995

E-mail: chiba-ck@helen.ocn.ne.jp

調理師法の定めにより、就業する調理師は、2年ごとに就業地の知事に、調理師業務従事者届を出すことになっていますが、今年が届出の年です。

この届の受理につきましては、千葉県知事から、指定届出受理機関に指定を受けている「一般社団法人千葉県調理師会」が、千葉県に代わって届出の事務を行いますので、調理師の皆様には就業届の提出もれのないよう是非ともご協力ください。

※ 届出に関する不明な点は、上記までお問い合わせ下さい。